

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年5月29日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300330 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400016 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成22年12月10日は9万9,000円、平成23年6月30日は38万5,000円、同年12月9日は40万5,000円、平成24年6月29日は38万8,000円、同年12月10日は41万1,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日、平成23年6月30日、同年12月9日、平成24年6月29日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成22年12月10日、平成23年6月30日、同年12月9日、平成24年6月29日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月  
② 平成23年6月  
③ 平成23年12月  
④ 平成24年6月  
⑤ 平成24年12月

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間①から⑤までの標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第75条本文該当) になっている。

請求期間①から⑤までに係る期末勤勉手当支払明細書 (写) を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された請求期間①から⑤までに係る期末勤勉手当支払明細書 (写) (以下「賞与明細書 (写)」という。) により、請求者は、A社から、請求期間①に9万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (8,023円) を、請求期間②に標準賞与額38万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を

受け、38万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万987円)を、請求期間③に標準賞与額40万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、40万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万3,295円)を、請求期間④に38万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万1,839円)を、請求期間⑤に標準賞与額41万9,000円に相当する賞与の支払を受け、41万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万4,383円)を事業主によりそれぞれ当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までの標準賞与額については、上記賞与明細書(写)において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は9万9,000円、請求期間②は38万5,000円、請求期間③は40万5,000円、請求期間④は38万8,000円、請求期間⑤は41万1,000円とすることが必要である。

また、請求期間①から⑤までの賞与支払年月日については、事業主の回答により、請求期間①は平成22年12月10日、請求期間②は平成23年6月30日、請求期間③は同年12月9日、請求期間④は平成24年6月29日、請求期間⑤は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月10日、平成23年6月30日、同年12月9日、平成24年6月29日及び同年12月10日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和5年12月20日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。